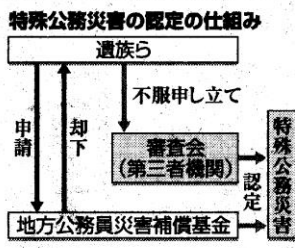


危険な公務災害認定増

第三者機関 震災時の状況推認

東日本大震災で亡くなった公務員の遺族らが、特殊公務災害の認定を求めながら却下されていた問題で、不服申し立てを受けた審査会が一転して認める事例が相次いでいる。多くは目撃者の不在などが却下の理由だったが、津波が来る前の行動から被災時の状況が推認できると判断した。

特殊公務災害は、高度の危険が予測される職務で死傷した場合、一般の公務災害の最大1・5倍が補償さ



れる仕組み。

補償を取り扱う「地方公務員災害補償基金」によると、10月末までに岩手、宮城、福島3県の公務員142人の遺族らが申請し、117人が却下された。このうち岩手、宮城両県と仙台市の78人の遺族らが、2県1市の支部審査会に不服を申し立て、岩手県で7人全

員、宮城県で結果が出た14人全員が認められた。

却下された事例の多くは、同僚の目撃証言がなく勤務実態が証明できないなどと判断された。だが、宮城県の審査会は、目撃者はいなくても、生存者の証言などから最後まで職務に当たっていたと推認できると判断したという。